

東京都における土地区画整理、市街地再開事業の認可及び指導監督等

都市計画決定

決定権者	対象
東京都知事	土地区画整理事業: 50ha超の国の機関又は都が施行すると見込まれるもの 市街地再開事業: 3 ha超の国の機関又は都が施行すると見込まれるもの
区市町村長	上記以外

事業認可

土地区画整理事業

認可権者	対象施行者
国土交通大臣	東京都、東京都住宅供給公社、都市再生機構
東京都知事 及び八王子市長	区市町村、組合・個人・区画整理会社 (特別区及び府中市における事業規模が5ha未満のものを除く。)
特別区長及び府中市長	上記以外

市街地再開事業

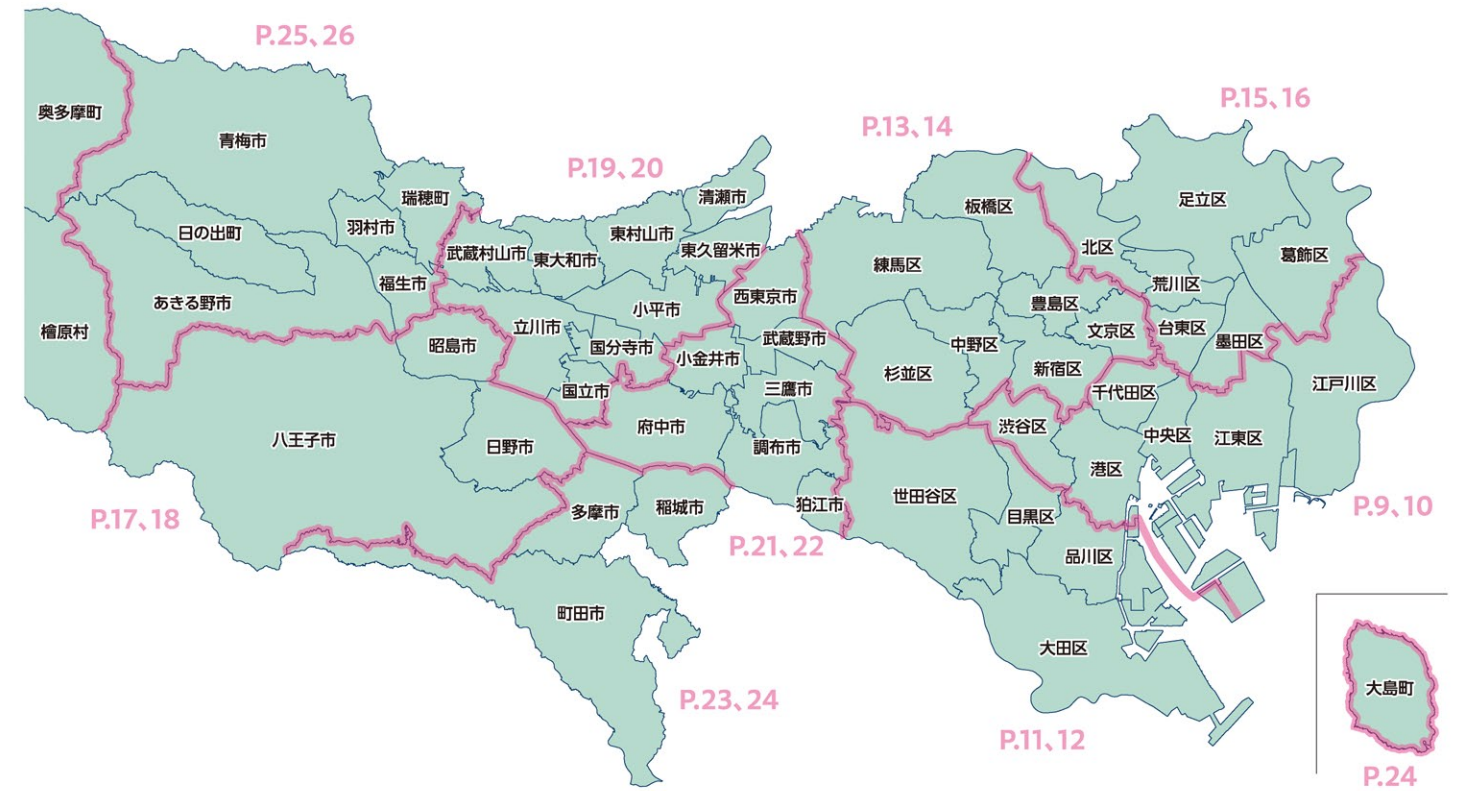
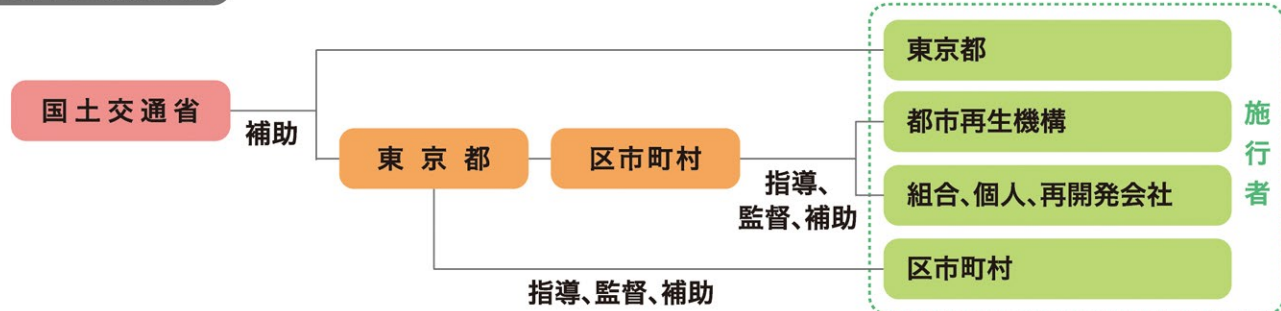
認可権者	対象施行者
国土交通大臣	東京都、都市再生機構
東京都知事	区市町村、組合、個人、再開発会社
八王子市長	組合、個人、再開発会社(特定再開発事業のみ)

指導監督及び補助金

土地区画整理事業



市街地再開事業



図面のもくじ

区部

- 千代田区、中央区、港区、江東区、渋谷区、江戸川区 P.9、10
- 品川区、目黒区、大田区、世田谷区 P.11、12
- 新宿区、文京区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区 P.13、14
- 台東区、墨田区、北区、荒川区、足立区、葛飾区 P.15、16

多摩部

- 八王子市、昭島市、日野市 P.17、18
- 立川市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市 P.19、20
- 武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市、西東京市 P.21、22
- 町田市、多摩市、稲城市、大島町 P.23、24
- 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町 P.25、26

リスト一覧

- P.27~30、裏表紙

※複数の地方自治体に跨る事業は原則面積の大きい地方自治体に掲載しています。